

裁決書

事件番号 令和6年(審)第1号
文書番号 新審庁第5号

処分庁 新宮市長

審査請求人が令和6年10月29日に提起した、固定資産税差押処分取消等請求事件（令和6年（審）第1号）について、次のとおり裁決する。

主文

本件審査請求を却下する。

第1 事案の概要

本件は、新宮市長（処分庁）が審査請求人に対して行った令和6年7月29日付け固定資産税差押処分について、審査請求人が本件処分を不服として、同処分の取消しを求める事案である。

第2 審理員による審理手続及び調査審議の経過

- 1 令和6年10月29日、審査請求人は法第2条に基づいて、本件処分に対する審査請求を行った。
- 2 令和6年11月29日、審理員が指名された。
- 3 令和6年12月24日、処分庁から弁明書が提出された。
- 4 令和7年1月30日、審査請求人から提出書類等閲覧等請求書が提出された。
- 5 令和7年2月17日、審査請求人から反論書が提出された。
- 6 令和7年3月24日、審理員から審理員意見書が提出された。
- 7 令和7年4月16日、審査庁新宮市長（以下「審査庁」という。）から和歌山県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問書を提出した。
 - (1) 令和7年11月6日、第1回調査審議が行われた。
 - (2) 令和7年12月4日、第2回調査審議が行われた。
 - (3) 令和8年1月13日、第3回調査審議が行われた。
- 8 令和8年3月12日、審査会から審査庁に答申書が提出された。

第3 審理関係人の主張等の要旨

1 審査請求人の主張等

審査請求人は、おおむね次のとおり主張等を行っており、本件処分が違法又は不当であるとして、本件処分の取消しを求めている。

(1) 家屋への課税について

登記簿に記載のない家屋であり、課税される理由がない。

(2) 財産調査について

納税義務者が請求人並びにその長女及び二女の3名存在しているが、財産調査は請求人にしか行っていないのか。

(3) 差押処分について

処分庁の記録では、令和6年6月19日付けで[]の督促状を送付しているとされている

が、[]の家には届いていない。その後差し押さえがされたのはなぜか。また、なぜ私だけ滞納処分を受けるのか。差し押さえられたお金は年金で請求人とその次女の生活費であった。

2 処分庁の主張

処分庁は、以下のとおり主張し、本件審査請求の却下又は棄却を求めている。

(1) 賦課決定・更正処分の要件について

処分庁は、本件固定資産税に係る未登記家屋について、地方税法（第 381 条、第 343 条）の規定に基づき、亡夫を所有者として、平成元年に家屋補充課税台帳に登録した。その後、令和元年度まで亡夫を所有者として、固定資産税を課税していたが、地方税法（第 343 条、第 9 条、第 10 条の 2）及び民法（第 882 条、第 896 条、第 898 条）の規定に基づき、亡夫の死亡後は、本来法定相続人である請求人並びにその長女及び二女の 3 名での共有名義で課税すべきものであるため、令和 2 年 1 月 20 日付けで平成 27 年度分から令和元年度分の固定資産税について、所有者を更正した。

更正処分については、地方税法第 17 条の 5 の規定による期限内に行い、すべて納期限を定め、更正後の納税義務者宛に納税通知書又は共有物件課税通知書を送付している。尚、令和 2 年度から令和 6 年度分の固定資産税については、当初送付時から請求人並びにその長女及び二女の 3 名に納税通知書又は共有物件課税通知書を送付している。

したがって、本件処分は、地方税法に基づく賦課決定・更正処分の要件を満たし、適法に行われたものであり、違法性はない。

(2) 滞納処分の要件について

処分庁は、本件滞納市税等について、全て期限を指定して督促状を送付し、各督促状が発せられてから 10 日以上経過してから本件処分を行った。

したがって、本件処分は、地方税法第 373 条第 1 項第 1 号に基づく差押処分の要件を満たし、適法に行われたものであり、違法性はない。なお、請求人が主張する [] の死亡後も当人の名義で賦課されていた固定資産税については、既に取り消ししており、本件差押処分に係るものではない。

(3) 差押財産の選択について

処分庁が請求人の財産調査を行った結果、[] に、請求人名義の口座があることが発覚した。預金残高は [] であり、差押えにより本件滞納固定資産税を回収できる見込みであった。また直近 3 ヶ月の口座の利用状況から、年金の入金以外に ATM からの入金があり、国税徴収法第 75 条から第 78 条までの規定に基づく差押禁止財産には該当しないと判断した。

請求人が主張するように「私だけ滞納処分を受けた」ことになるが、先述のとおり、共有の固定資産税については地方税法第 10 条の 2 の規定により共有者全員が連帯して納付する納税義務を負う。これは持分に関係なくそれぞれが全額について納税義務を負うものである。また、民法第 436 条の規定により、債権者は全ての連帯債務者に対し、全部の履行を請求することができる。したがって、本件処分は、前述のとおり滞納処分の要件を満たしたため、請求人並びにその長女及び二女の 3 名の財産調査を行った結果、「[]」名義の預金口座を発見し、差押に至ったものであり、請求人が主張するように不当な点はない。

第 4 理由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）

第 341 条第 13 号は、固定資産税における家屋補充課税台帳について定めており、「登記簿に登録

されている家屋以外の家屋でこの法律の規定によって固定資産税を課することができるものについて第 381 条第 4 項に規定する事項を登録した帳簿をいう。」と規定する。

第 381 条は、家屋補充課税台帳の登録事項を定めており、第 4 項では「市町村長は、家屋補充課税台帳に、総務省令で定めるところにより、登記簿に登録されている家屋以外の家屋でこの法律の規定により固定資産税を課することができるものの所有者の住所及び氏名又は名称並びにその所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び基準年度の価格又は比準価格を登録しなければならない。」と規定する。

第 343 条は、固定資産税の納税義務者について定めており、第 1 項では「固定資産税は、固定資産の所有者（質権又は 100 年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同様とする。）に課する。」と規定する。また、同条第 2 項において固定資産の所有者については、「前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている第 348 条第 1 項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいうものとする。」とする旨規定する。

第 9 条は、相続による納税義務の承継について定めており、「相続（包括遺贈を含む。以下本章において同じ。）があつた場合には、その相続人（包括受遺者を含む。以下本章において同じ。）又は民法第 951 条の法人は、被相続人（包括遺贈者を含む。以下本章において同じ。）に課されるべき、又は被相続人が納付し、若しくは納入すべき地方団体の徴収金（以下本章において「被相続人の地方団体の徴収金」という。）を納付し、又は納入しなければならない。ただし、限定承認をした相続人は、相続によって得た財産を限度とする。」と規定する。

第 10 条の 2 は、連帯納税義務について定めており、「共有物、共同使用物、共同事業、共同事業により生じた物件又は共同行為に対する地方団体の徴収金は、納税者が連帯して納付する義務を負う。」と規定する。

第 17 条の 5 は、更生、決定等の期間制限について定めており、「更正又は決定は、法定納期限（随時に課する地方税については、その地方税を課することができることとなった日。以下この条及び第 18 条第 1 項において同じ。）の翌日から起算して 5 年を経過した日以後においては、することができない。加算金の決定をすることができる期間についても、また同様とする。」と規定する。

第 373 条第 1 項は、固定資産税に係る滞納処分について定めており、「滞納者が督促を受け、その督促状を発送した日から起算して 10 日を経過した日までにその督促に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき、市町村の徴税吏員は、当該固定資産税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さなければならない。」旨規定されている。

(2) 民法（明治 29 年法律第 89 号）

第 882 条において、「相続は、死亡によって開始する。」と規定し、第 896 条において、「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。」と規定している。また、第 898 条第 1 項においては、「相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する。」と規定する。

第 436 条は連帯債務者に対する履行の請求について定めており、「債務の目的がその性質上可分である場合において、法令の規定又は当事者の意思表示によって数人が連帯して債務を負担するときは、債権者は、その連帯債務者の一人に対し、又は同時に若しくは順次に全ての連帯債務者に対し、全部又は一部の履行を請求することができる。」と規定する。

(3) 国税徴収法（昭和34年法律第147号）

第77条は社会保険制度に基づく給付の差押禁止について定めており、「社会保険制度に基づき支給される退職年金、老齢年金、普通恩給、休業手当金及びこれらの性質を有する給付（確定給付企業年金法第38条第1項（老齢給付金の支給方法）の規定に基づいて支給される年金、確定拠出年金法第35条第1項（老齢給付金の支給方法）（同法第73条（企業型年金に係る規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定に基づいて支給される年金その他政令で定める退職年金を含む。）に係る債権は給料等と、退職一時金、一時恩給及びこれらの性質を有する給付（確定給付企業年金法第38条第2項の規定に基づいて支給される一時金及び同法第42条（脱退一時金の支給方法）の規定に基づいて支給される脱退一時金、確定拠出年金法第35条第2項（同法第73条において準用する場合を含む。）の規定に基づいて支給される一時金その他政令で定める退職一時金を含む。）に係る債権は退職手当等とそれぞれみなして、前条の規定を適用する。」と規定する。

2 本件処分について

(1) 未登記家屋への課税要件該当性

請求人は、未登記の家屋については課税されないと主張する。しかし、地方税法第343条において、固定資産税はその固定資産の「所有者」に課されるものとなっており、固定資産の「所有者」とは登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に「所有者」として登記又は登録がされている者をいう。そのため、本件未登記家屋の「所有者」として登録されていた亡夫への課税は適法なものである。

また、亡夫の死亡に伴う相続については、民法898条において、相続財産は相続人全員が共有する、と規定されているため、請求人並びにその長女及び二女が相続の結果、本件納税義務者となることも適法である。

(2) 財産調査について

処分庁は、弁明書に記載のとおり、令和6年5月23日から同年7月29日にかけて請求人並びにその長女及び次女の財産調査を行っている。

(3) 審査請求人に対する差押処分の適法性について

連帯債務者に対する履行については、民法第436条で定められており、債務が可分な場合においては、連帯債務者の1人又は複数に請求できると規定されているため、請求人のみに対する差押処分は適法である。また、差し押さえた請求人の預貯金は年金の振込口座にあったものだが、差押処分の直近3か月の口座の利用状況から、年金振込から一定の期間が経過しており、年金以外にATMからの入金があることから、国税徴収法第75条から第78条までに規定されている差押禁止の財産には該当しない。

3 本件審査請求の適法性について

法第2条は、行政庁の処分に不服がある者は、第4条及び第5条第2項の定めるところにより、審査請求をすることができる」と規定しており、法第45条第1項では、処分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する旨が規定されている。また、最高裁判所昭和53年3月14日判決（昭和49年（行ツ）第99号審査取消請求事件）では、「行政庁の処分に対し不服申立をすることができる者は、法律に特別の定めがない限り、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあり、その取消等によってこれを回復すべき法律上の利益をもつ者に限られる

べき」と判示されている。

広島高裁松江支部平成25年11月27日判決(平成25年(行コ)第7号滞納処分取消請求控訴事件)では、「債権差押処分は、徴収吏員が差し押さえた債権の取立てを行うことにより、その目的を達してその法的効果が消滅するものと解される。そして、実体法上、その後においても債権差押処分がされたことを理由として、滞納者に法律上の不利益を課する旨の規定は存せず、また、債権差押処分が取り消された場合にその被差押債権が復活すると解すべき根拠も認められないことをも併せ考慮すれば、被差押債権の取立てにより債権差押処分の効果がなくなった後においては、なお当該債権差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益は存しないものと解すべきである」と判示されている。

これを本件についてみると、処分庁は、令和6年7月29日に本件処分により審査請求人の預金債権の差押えを行い、当該預金債権の配当を受けることにより、差押えに係る固定資産税換価代金等の徴収を完了し、同月31日には審査請求人宛てに本件処分に係る配当計算書の送達が完了している。

よって、差押処分の法的効果は消滅しており、本件処分の取消しによって回復すべき法律上の利益が存在しないため、本件審査請求は不適法である。

4 審理員意見書と異なる内容になった理由

審理員意見書においては、本件審査請求は適法な審査請求であることを前提として審理手続を終結し、その上で法第45条第2項において本件審査請求を棄却すべきものと結論付けていたが、上記「3本件審査請求の適法性」で述べたとおり、既に差押処分の法的効果は消滅しており、本件処分の取消しによって回復すべき法律上の利益は存在しないことから、本件審査請求は不適法であると認められ、行政不服審査法第45条第1項では、「処分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。」とされている。これが、主文が審理員意見書と異なることとなった理由である。

第5 結論

以上のことから、本件審査請求は不適法であるため、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和8年3月27日

審査庁 新宮市長 上田 勝之

(教示)

- 1 この裁決について不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新宮市を被告として(訴訟において新宮市を代表する者は新宮市長となります。)、この裁決の取消しの訴えを提起することができます(なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、本件審査請求で取消しを求めた処分が違法であることを理由として、この裁決の取消しの訴を求めることはできません。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

